

1. 開催日時 令和4年8月10日(水)
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 20名

1 矢野 邦 男	2 渡 邊 節 夫	4 戸 田 修 司
5 岡 林 興 通	6 近 本 静 信	8 長 野 健 二
9 越 智 幹 男	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義
	14 桑 田 誠	15 森 京 典
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利
21 野 間 義 郎	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文
		12 竹 田 清 隆
		16 新 居 田 守 博
		20 藤 本 博

欠席委員数 3名

3 大 澤 穰 兒	7 本 宮 勇	13 越 智 要
-----------	---------	----------

4. 議事に関する職員

局 長	織 田 浩 史
次 長	渡 辺 修 三
次 長	二 宮 一 成

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第25号

農用地利用集積計画関係（受付番号1～84）

農用地利用集積計画関係（一括方式）（受付番号1～7）

議案第26号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号1）

議案第27号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～23）

議案第28号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

議案第29号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～2）

議案第30号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～5）

議案第31号

農地集積促進員の推薦について

報告第18号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～21）

報告第19号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

（受付番号1）

報告第20号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～4）

報告第 2 1 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1 ～ 5）

報告第 2 2 号

農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による法人報告書について

（受付番号 1）

6. 議事録

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和4年度 第5回総会」を始めさせていただきたいと存じます。
本日は、委員23名中20名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。
- 議長 それでは、ただ今から「令和4年度 第5回総会」を開会いたします。
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。
まず、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。
今回は、議事録署名委員に4番（戸田委員）、19番（岡田委員）、両委員を私から指名させていただきます。
なお、本日の議案審議におきましては、「農業委員会等に関する法律第31条」により、議案の利害関係者に該当する農業委員は、議事参与の制限がありますので、該当する議案につきましては、議決に対するご発言をお控えいただきますようお願いいたします。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第25号 農用地利用集積計画関係について
議案第26号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 本日、お手元にお配りしておりますA3版の「農用地利用集積計画関係」の議案書をご覧ください。
議案書1ページから8ページの議案第25号、9ページの議案第26号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
議案第25号、議案第26号は、今治市長から令和4年7月15日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。
これらは農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が議案書1ページから6ページまでの案件について、新規62件、更新22件、合計84件、面積は137,260.47㎡でございます。また、議案書7ページから8ページの一括方式については、今治市長から令和4年6月30日付及び同年7月7日付で、一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものであり、今治市全体の計画が新規8件、面積は15,554㎡でございます。
なお、議案書9ページの議案第26号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規1件、面積は1,983㎡となっております。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
それぞれの小委員会にて内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
- 議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全員 （意見、質問なし）
- 議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。
- 全員 （異議なし）
- 議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
議案第27号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
議案第27号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は石井町にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計5,097㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は新谷にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は97㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は朝倉北、上にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は3,933㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は朝倉上にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計4,582㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は波方町養老にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,264㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は大西町山之内にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は299㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は菊間町種にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は950㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号8] 申請地は吉海町名にある農地7筆で、登記地目は田、畑、面積は合計4,191㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号9] 申請地は宮窪町宮窪にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,531㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地で

あるとの意見でありました。

- [受付番号 10] 申請地は宮窪町余所国にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,743㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は伯方町木浦にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計4,334㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は伯方町木浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,032㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は伯方町北浦にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,353㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 14] 申請地は伯方町北浦にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計4,425㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 15] 申請地は伯方町北浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は331㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 16] 申請地は上浦町瀬戸にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は914㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 17] 申請地は大三島町口総にある農地15筆で、登記地目は畑、面積は合計8,586㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 18] 申請地は大三島町台にある農地16筆で、登記地目は畑、面積は合計9,398㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 19] 申請地は大三島町宗方にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計2,736㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 20] 申請地は大三島町宗方にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3, 679 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 21] 申請地は大三島町宗方にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 004 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 22] 申請地は大三島町宗方にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 034 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号 23] 申請地は大三島町宗方にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 768 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 1 ページから 4 ページまでの合計は、23 件、92 筆、面積 70, 281 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
（意見、質問なし）
議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）
議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、
議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 5 ページをお開きください。
議案第 28 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者兼住職、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 271 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者兼自営業、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 516 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 405 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者兼菓子店を経営、申請地は1筆で、地目は田、面積は251㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計3,113㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6、7] 受付番号6及び受付番号7は、関連がございますので、一括してご説明いたします。譲受人は〇〇才の農業者、申請地は、受付番号6 3筆、受付番号7 1筆 合計4筆で、地目は受付番号6、受付番号7ともに畑、面積は合計3,188㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転及び使用貸借権の設定を受けるものであります

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから14ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案第29号は農地法第4条の規定による許可申請、第30号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

議案書6ページをお開きください。

[議案第29号 申請人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉南の1筆で、地目は田、面積は228㎡でございます。

受付番号1]

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請人の転用目的が農業用倉庫であり農業用施設に該当すること、また代替性についても、申請人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、増加した農機具や農業用資材の収納スペースが不足しているため、自宅と耕作地に近い自己所有地である宅地と申請地を一体的に利用して農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年7月15日で、許可日から令和4年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第3小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の1ページをご覧ください。

[受付番号2] 申請人は無職の者1名、申請地は吉海地区名の1筆で、地目は畑、面積は38㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した自己用住宅敷地拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、市道から自宅敷地への進入口が狭く自家用車での出入りが不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して自己用住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年7月15日で、許可日から令和4年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の2ページをご覧ください。

続いて、議案書7ページをお開きください。

[議案第30号 譲受人は宗教法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は乃万地区延喜の2筆で、地目は畑、面積は合計85㎡でございます。

受付番号1]

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が境内地を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、檀家からの要望を受け戦没者の慰霊碑を建立するため、既存の境内地に近接する申請地を譲り受け、境内地として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年7月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第1小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の3ページをご覧ください。

[受付番号2] 譲受人は地縁団体、譲渡人は農業者1名、会社員1名、申請地は乃万地区阿方の2筆で、地目は田、面積は合計276㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農業用施設（倉庫）を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、部落が管理するため池や水路等の農業用施設について、近年増加する自然災害に備え、適切な維持管理を行うための必要な器材や資材の保管場所を確保するため、ため池の周辺に位置し、市道に面し資材等の搬出に利便の良い申請地を譲り受け、倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年7月15日で、許可日から令和4年12月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3] 譲受人は会社員2名、譲渡人は会社員1名、申請地は波止浜地区柚田の1筆で、地目は田、面積は499㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在、実家で両親と同居していますが、結婚し家族が増え手狭になったため、実家に近接する申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年7月15日で、許可日から令和4年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号4] 譲受人は海上運送業等を営む法人、譲渡人は会社役員兼農業者1名、申請地は伯方地区叶浦の1筆で、地目は畑、面積は163㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が従業員寮兼倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、伯方町内に賃貸アパートが少なく島外からの従業員の雇い入れに苦慮しており、また、事業の規模拡大に伴い船舶用品を保管する倉庫が不足しているため、本社事務所に近く通勤等に利便の良い申請地を会社役員から使用貸借し、従業員寮兼倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日は令和4年7月12日、農業委員会の受付日は令和4年7月15日で、許可日から令和4年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の4ページをご覧ください。

[受付番号5] 譲受人は土木工事業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区北浦の1筆で、地目は畑、面積は2823㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が工場及び露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、この度、船舶に使用するパイプ製品の製造ラインを新たに構築するため、製品を製造する工場と関係する資材を置くための必要面積を満たす申請地を譲り受け、工場及び露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年7月15日で、許可日から令和5年2月28日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法許可申請書ごとの要件確認書の15ページ以降をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長
全議員
議長
全議員
議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第29号 受付番号1については、第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長
臨時議長
(8番)
事務局

続きまして、
議案第31号 農地集積促進員の推薦について

審議に入る前に、私は議案の関係者に当たりますので審議に参加できません。また、職務代理者である越智委員も本日欠席しておりますので、本議案の議事進行は「今治市農業委員会会議規則第8条」により、議案関係者を除いた出席委員の中で最年長であります8番(長野委員)にお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第31号について、事務局の説明を求めます。

それでは、ご説明いたします。議案書の8ページから10ページをご覧ください。

議案第31号は農地集積促進員の推薦についてでございます。

利用権設定のお世話をさせていただきます農地集積促進員さんですが、農地集積促進員設置要領第2条の規定に基づきまして、市の農林水産課から推薦の依頼がありましたので、146名の方々を地区の小委員会で推薦していただいております。

以上で説明を終わります。

臨時議長
(8番)
全議員
臨時議長
(8番)

説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。

(異議なし)

それでは、議案第31号の農地集積促進員については、146名を推薦いたします。
議事進行を議長と交代します。

議長 続きます、
報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 22 号 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による法人報告書について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書 11 ページから 16 ページの報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 21 件の届出があり、取得事由は、全件、相続であり、権利内容は、受付番号 1 は賃借権、受付番号 2 から受付番号 21 は所有権でありました。
議案書 17 ページの報告第 19 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 1 件の届出があり、合計面積は 982 m²でありました。
議案書 18 ページの報告第 20 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 4 件の届出があり、合計面積は 1,607 m²でありました。
報告第 19 号、20 号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第 18 号から第 20 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きます、議案書 19 ページの報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の通知についてでございます。

[報告第 21 号

受付番号 1] 令和 4 年 7 月 14 日、貸手の都合で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 2] 令和 4 年 7 月 11 日、貸手の都合で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 3] 令和 4 年 7 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 4] 令和 4 年 7 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号 5] 令和 4 年 7 月 1 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

続きます、議案書 20 ページの報告第 22 号 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による法人報告書についてでございます。

[報告第 22 号 法人報告書につきまして、法人の要件を確認した結果、報告書のとおりすべて適当となっております、今回報告させていただいている

受付番号 1] 法人が要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
（意見なし）
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 （意見なし）

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。